

2023年12月1日

各位

会社名 株式会社K i p s
代表者名 代表取締役 國本 行彦
(コード：9465、TOKYO PRO Market)
問合せ先 取締役 林 高史
T E L 03-4590-6605
U R L <http://www.kips.co.jp/>

**臨時株主総会招集のための基準日設定及び臨時株主総会の開催
並びにTOKYO PRO Market における当社株式の上場廃止申請に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」といいます。）を招集するための基準日を設定するとともに、本臨時株主総会を2024年1月25日に開催し、本臨時株主総会において「上場廃止申請の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。TOKYO PRO Market に上場している当社普通株式に関し、本臨時株主総会の特別決議を経た上で上場廃止申請をすることになります。

記

1. 本臨時株主総会の特別決議を経た上での上場廃止申請を行う目的及び理由

当社は、2019年9月20日に東京証券取引所 TOKYO PRO Market（以下、「TPM」という。）に上場いたしました。当社グループは、「一人でも多くの人と一緒に、1社でも多くの公開会社を育てる」を活動理念に、2006年の設立以来、全国の個性溢れる起業家を発掘し投資実行してまいりました。

TPM 上場による信用度向上により、イベント・メディア部門では年間約100社のスタートアップ発掘体制を築き、自治体や事業会社等からのイベント受注が増加するなど一定の成果を上げたと考えております。ベンチャーファイナンス部門では「The Independents Angel 投資事業有限責任組合」他2本のファンドを設立し、安定した収益とともに一定のキャピタルゲインも得る事ができました。

一方で、新たな投資資金の確保やIPO以外のEXIT多様化など、スタートアップを巡る環境変化に対応するため当社自身も大きく変化する必要を感じております。そこで、一旦非上場化した上で、事業再編を行い、新たなスタートアップ支援モデルを構築し、経営基盤を強化する事が当社理念の実現に近くと判断いたしました。

当社では、これらのことから、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第143条第1項に基づき、今後、上場廃止申請をすることとしたいと考えております。

2. 本臨時株主総会の開催及び今後の予定

上場廃止申請を行うにあたりましては、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第130条により株主総会の特別決議を経ることとなっているため、本臨時株主総会を招集し、上場廃止申請の件を付議する予定であります。

(1) 基準日公告の開始	2023年12月4日（月）
(2) 本臨時株主総会の基準日	2023年12月19日（火）

(3) 株主名簿確定	2023年12月22日(金)
(4) 招集通知発送日	2024年1月10日(水)
(5) 本臨時株主総会開催日	2024年1月25日(木)
(6) 上場廃止申請書の提出日	2024年1月25日(木)
(7) 上場廃止日(予定)	2024年2月26日(月)

上場廃止申請書を東京証券取引所へ提出し受理された後、当社株式は整理銘柄に割り当てられ、20営業日後に上場廃止となる予定です(「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第143条第2項及び「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第130条)。

3. 担当 J-Adviser について

今般策定した日程により、当社が TOKYO PRO Market 上場廃止の手続きを進めることに関し、担当 J-Adviser である宝印刷株式会社からは、上場廃止までの期間について、担当 J-Adviser としての業務を継続する予定である旨の回答を得ております。

以 上